

学校法人神戸学院寄附行為

昭和26年3月6日組織変更認可
昭和26年3月12日 登記

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人神戸学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区港島一丁目1番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人間的教育を実践し、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 神戸学院大学 大学院 法学研究科 経済学研究科 人間文化学研究科
心理学研究科 総合リハビリテーション学研究科 栄養学
研究科 薬学研究科 食品薬品総合科学研究科
法学部法律学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科
人文学部人文学科 心理学部心理学科 現代社会学部現代
社会学科、社会防災学科 グローバル・コミュニケーション
学部グローバル・コミュニケーション学科 総合リハビリ
テーション学部理学療法学科、作業療法学科、社会リハビリ
テーション学科 栄養学部栄養学科 薬学部薬学科
- (2) 神戸学院大学附属高等学校 全日制課程普通科
- (3) 神戸学院大学附属中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名
- (2) 監事 3名

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事のうち1名を常務理事とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 4 理事のうち1名を財務担当理事とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。財務担当理事の職を解任するときも、同様とする。
- 5 第6条第1項第5号から第8号までに規定する理事のうち理事長が推薦する3名以内を常任理事とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学学長及び高等学校校長
- (2) 大学副学長 4名
- (3) 法人事務局長
- (4) 大学事務局長
- (5) この法人の設置する学校に勤務する職員又は職員であった者のうちから理事会において選任された者 1名
- (6) 第17条第7項で定める評議員会議長及び副議長
- (7) この法人の設置する学校を卒業した年齢25年以上の者のうちから理事会において選任された者 1名
- (8) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 5名

- 2 前項第1号から第4号まで及び第6号の理事は大学学長及び高等学校校長の職、大学副学長、法人事務局長、大学事務局長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防

止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 第6条第1項第5号、第7号及び第8号の理事並びに監事の任期は3年とする。ただし、補欠選任された役員の場合は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長、常務理事、財務担当理事及び常任理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第9条 理事はその定数の5分の1、監事はその定数の3分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為の定めに対し重大な違反をしたとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上重要な義務を怠ったとき。

(4) 役員としてふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事、財務担当理事及び常任理事の職務)

第12条 常務理事は、法人の業務を円滑に処理し、理事長を補佐することを職務とする。

2 財務担当理事は、財務について理事長を補佐することを職務とする。

3 常任理事は、第16条第14項に規定する常任理事会の構成員となり、その意思決定に参画することを職務とする。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求を受けた日から10日以内に会議を開催するように会日を定めてこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第15条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、この場合第13項の規定により除斥された理事は、理事総数に算入されない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項の個々につき、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって議決の内容となるべき意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。この場合議長は理事として議決に加わることはできない。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 14 この法人の業務を円滑に執行するため、理事会の下に理事長、常務理事、財務担当理事、常任理事及び第6条第1項第1号から第4号までに規定する理事をもって組織する常任理事会を置く。
- 15 前項に定める常任理事会に関する事項は、別に定める。
(業務の決定及び委任)

第16条の2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

- 2 前項の決定をなすに当たり理事会は、この法人の設置する各学校間の調和ある発展に十分に留意しなければならない。
- 3 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項そ

その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたもの並びにこの法人の日常業務の執行に関する事項については、常任理事会に委任することができる。

(議事録)

第16条の3 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、36名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求を受けた日から20日以内に会議を開催するように会日を定めて、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長及び副議長を置く。議長及び副議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、この寄附行為に別段の定めある場合を除くほか、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項の個々につき、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって議決の内容となるべき意思を表示した者は、出席者と

みなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。この場合議長は、評議員として議決に加わることはできない。

11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

12 理事は評議員会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第18条 第16条の3第1項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び運用財産中の不動産又は積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項

(議決事項)

第20条 理事長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ評議員会において、出席評議員の3分の2以上の議決を得ることを要する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分

(評議員会の意見具申等)

第20条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執

行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校に勤務する職員のうち評議員会において選任された者 9名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものから評議員会において選任された者 12名
- (3) この法人の設置する学校に在学する学生、生徒の保護者から評議員会において選任された者 5名
- (4) 学識経験者のうちから、評議員会において選任された者 10名

2 前項第1号及び第3号に掲げる評議員は、在職中にその被選出資格を失ったときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第22条 評議員の任期は、3年とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 補欠選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の解任及び退任)

第22条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第4章の2 役員損害賠償責任

(役員はこの法人に対する損害賠償責任)

第22条の3 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第22条の4 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第22条の5 第22条の3第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 資産及び会計

（資産）

第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第25条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の出席評議員の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事総数の3分の2以上が出席した理事会において、評議員会の意見を報告したのち、理事総数の3分の2以上による議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 第1項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産

中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第32条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第32条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第33条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第36条 この法人が解散した場合(合併又は破産による場合を除く。)における残余財産は、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の出席評議員の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第37条 この法人が合併をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の出席評議員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の出席評議員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の出席評議員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第39条 この法人は、第32条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書

- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他、法人の業務に関する重要書類
(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、学校法人神戸学院の掲示場に掲示して行う。
(施行細則)

第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和26年3月6日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。

理事(理事長)	山	西	助	一
理事	山	西	登志得	
理事	脇	屋		督
理事	林			茂
理事	牧	野	虎	次
理事	西	田	政	治

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和27年3月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和41年1月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和42年2月7日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和47年3月30日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和48年9月13日)から施行する。
- 2 この法人の寄附行為変更当時の役員は、次のとおりである。

理事(理事長)	山	西	助	一
理事	山	本	琢	三
理事	川	崎		操
理事	尾	上	正	男
理事	一	色	智	二

理事	坂	本	弥	三	郎
理事	奥	田	納	得	
理事	福	田	政	次	郎
理事	溝	口	史	郎	
理事	中	野	文	門	
理事	蔭	山	庄	司	
理事	中	野	芳	次	郎
監事	植	竹	重	雄	
監事	坪	井	三	郎	

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和49年3月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和51年3月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和51年11月15日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和54年3月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和57年11月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年12月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年12月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12月21日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成5年12月21日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年3月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年8月29日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年7月28日)から施行する。

附 則

平成12年10月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年9月14日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成15年9月13日から施行する。
- 2 神戸学院大学経済学部経営学科は、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年11月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年8月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年4月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年9月12日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年10月31日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年12月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年10月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成27年8月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年9月13日から施行する。

附 則

平成29年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年12月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年1月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成30年8月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年9月13日から施行する。
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成30年9月13日を任期の始期として選任される役員の任期は平成33年3月31日までとする。
- 3 第22条の規定にかかわらず、平成31年9月13日を任期の始期として選任される評議員の任期は平成33年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年1月30日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

令和2年7月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

令和3年11月1日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年5月31日から施行する。